

令和二年十二月八日受領  
答弁第四七号

内閣衆質二〇三第四七号

令和二年十二月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出自殺関連報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出自殺関連報道に関する質問に対する答弁書

一について

個々の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたいが、政府としては、引き続き、日本放送協会を含む報道各社に対して、御指摘の「自殺報道ガイドライン」の周知に取り組んでまいりたい。

二の1について

御指摘の「自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の徹底を呼び掛ける文書」については、お尋ねの「全国」の都道府県庁記者クラブに加盟していない報道及び出版事業者」においても閲覧することができるよう、厚生労働省のホームページ及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第四条第一項の規定に基づき指定調査研究等法人の指定を受けた一般社団法人のち支える自殺対策推進センターのホームページにおいて公表している。

二の2について

お尋ねの「報道各社において自殺報道ガイドラインに沿った対応が行われているか否か」については把握していないが、政府としては、引き続き、報道各社に対して、御指摘の「自殺報道ガイドライン」の周知に取り組んでまいりたい。